

札幌市立発寒小学校

令和8年度

PTA定期総会

作成：PTA事務局

【報告】

令和7年度PTA活動報告

令和7年度さくら図書館活動報告

【審議内容】

令和7年度PTA一般会計、特別会計決算報告（議案1）

令和7年度教材費、用紙費、行事費決算報告

令和7年度PTA会計監査報告

令和8年度PTA活動計画案（議案2）

令和8年度PTA一般会計、特別会計予算案（議案3）

札幌市PTA共済会とスポーツ振興センター加入に関して（議案4）

業務委任契約と個人情報取扱規則について（議案5）

令和8年度PTA役員選出について（議案6

）

【連絡事項】

開放図書館司書委嘱状授与報告



①事務局（校内・校外）、学年学級活動、まなびや等の活動報告

	1 学 期	2 学 期	3 学 期
校 内 の 活 動	4月8日 入学式 PTA ボランティア活動アンケート スマプリメール配信	8月23日 PTA校区内みまもりボランティア 活動募集メール配信	1月14日 PTA校区内みまもりボランテ ィア活動メール配信
	4月9日 役員会	8月25日 発Pひろばボランティア募集メール 配信	1月28日 役員会
	4月14日 スマプリメール配信 (PTA総会資料・総会書面審議)	8月28日 PTA校区内みまもりボランティア活 動・アンケートメール配信	2月18日 第2回PTA運営委員会
	4月18日 スマプリメール配信 スマプリホームページ掲載	9月2日 4年3組 参観日	2月25日 6年生学年末参観懇談
	5月14日 参観・懇談会	9月6日 PTA交通安全街頭運動ボランティア 募集メール配信	2月26日 1・4・5年生学年末参観懇談
	5月19日 スマプリメール配信(プランター活動)	9月9日 全学年参観日	2月27日 2・3・5年生学年末参観懇談
	5月28日 役員会	9月20日 早朝一斉街頭啓発	3月5日 4年3組参観懇談
	6月2日 プランター活動	9月26日 発Pひろば	3月23日 第104回卒業証書授与式
	6月7日 運動会	11月9日 PTA研修大会動画視聴案内メール 配信	3月25日 令和7年度修了式・離任式
	6月17日 スクールゾーン実行委員会①	11月13日 昼間一斉街頭啓発	
	6月25日 第1回PTA運営委員会	11月19日 三校交流会	
	6月30日 PTA・交通安全街頭運動ボランティ ア募集メール配信	12月1日 4・5・6年生・くるみ学級参観懇談	
	7月2日 1・3・6年生・くるみ学級 参観懇談	12月3日 1・2・3年生参観懇談	
	7月3日 2・4・5年生 参観懇談	12月12日 スクールゾーン実行委員会	
	7月11日 早朝一斉街頭啓発		
	7月16日 発Pひろばについてメール配信		

	1 学 期	2 学 期	3 学 期
市・区P連の活動	5月9日 西区PTA 連合会 定期総会・情報交換会 6月12日 第一回西区PTA連合会理事会 第一回研修委員会 6月17日 しゃべくり249	8月7日 第二回研修委員会 8月30日 創立40周年記念事業 大棟耕介氏 講演会 9月12日 第二回理事会 しゃべくり249 10月14日 PTA 交流会（会長・副会長会議） 12月12日 第三回理事会 しゃべくり249	3月7日 第四回理事会 しゃべくり249
学年級活動	7月2日 2年2組 茶話会 3年2組 茶話会 7月3日 2年1組 茶話会 2年2組 茶話会	9月2日 4年3組 茶話会 12月1日 6年くるみ学級 茶話会 12月3日 1年1組 茶話会 3年1組 茶話会	2月25日 第6学年 茶話会 2月26日 くるみ学級 茶話会 4年1組 茶話会 4年2組 茶話会 2月27日 3年3組 茶話会 5年1組 茶話会 5年2組 茶話会 3月5日 4年3組 茶話会
まはるび	5月22日 開級式 高橋校長との座談会 6月18日 背骨コンディショニング講座 7月11日 西陵合同企画バッククッキング： 松本かおり講師 7月18日 給食試食会：能登谷真由美先生	9月5日 西陵合同企画なないろ珈琲コーヒー講 座 10月7日 田村由奈養護教諭講話 12月3日 発寒東共催企画納豆教室： タカノフーズ 12月5日 PT 共済耳つぼ簡単セルフケア講座： 鷺見未織講師	2月9日 閉級式：伊藤教頭講話

	1 学 期	2 学 期	3 学 期
発P特別委員会	5月7日 キックオフミーティング 5月15日 発Pミーティング① 6月11日 発Pミーティング② 7月3日 発Pミーティング③ 7月9日 発Pミーティング④ 7月9・10・11・15・16・17・ 18日 製作ボランティア	8月25日 発Pミーティング⑤ 9月2日 発Pミーティング⑥ 9月3日 発Pミーティング⑦ 9月17日 発Pミーティング⑧ 9月27日 発Pひろば開催 9月2・3・8・10・12・17日 製作ボランティア	
おごっぴおかの会	6月7日 運動会お手伝い	11月26日 リアル野球 BAN 12月17日 6年キャリア教育（みら☆プロ） 12月21日 学校で親子撮影会	

【令和7年度 さくら図書館 年間活動報告】

活 動 内 容		備 考
4月	10 開館準備 17 四役会議 第1回ボランティア会議	12:30 図書館 ➡ボランティア交流会に名称変更、9/2に開催
5月	1 令和7年度開館日・開館セレモニー 1 第1回運営委員会 8 1年生を迎える会・利用指導	13:10 図書館 10:45 2階会議室 絵本読み聞かせ
6月	2～30 読書月間 四役会議 修理本講習会	リクエストポスト移設（おとぎの部屋入口） リクエスト受付 個別開催 今年度開催中止
7月	1 1学期最終貸出日 3 1学期最終返却日 15.17.18.22 夏休み図書貸出	22・24日 欠席者貸出日
8月	25.26 夏休み図書返却 26 開館準備・返却作業 28 四役会議	個別開催
9月	2 ボランティア交流会 8 貸出開始 16 第2回運営委員会	10:30 2階会議室 10:45 2階会議室
10月	1～31 読書月間 14 さくら講習会	昼休み読み聞かせ （図書委員によるイベント開催） 『絵本・児童書の選び方、楽しみ方講座』 11:00 2階会議室
11月	25 2学期最終貸出日 27 2学期最終返却日	
12月	8.9.12 冬休み図書貸出 16 お楽しみ会 22～25 蔵書点検・廃棄本選定	15・16日 欠席者貸出日 大型絵本読み聞かせ（3・4・5時間目各25分間）4階ホール
1月	15.16 冬休み図書返却 四役会議 19 開館準備・返却作業	個別開催 ※1月より司書1名交代（三坂➡角田）
2月	2 開館 16 第3回運営委員会 22 児童貸出開始	LibMAXにシステム変更の為 開放貸出開始・児童閲覧開始 10:45 2階会議室 3学期は月・火・木、開放時間のみ貸出
3月	5 6年生卒業お祝い会 5 第2回ボランティア交流会 10 3学期最終貸出（児童） 16 3学期最終返却（児童） 図書整理日 廃棄本選定・処理 24 閉館日	中休み 開放最終返却24日

●学校行事に準じて、開館時間の変更があります。
※PTA活動費の残高は図書館周年行事積立金とする。

令和7年度発寒小PTA一般会計・PTA共済掛金および特別会計報告(年度末決算・3月末現在)

1. 一般会計

(収入)

項目	令和7年度予算	3月末決算	予算-決算	備考
前年度繰越金	45,963	45,963	0	
会費	684,000	649,200	49,800	家庭数、教員
特別会計から戻り分	0	0	0	
合計	729,963	695,163	49,800	

(支出)

項目	費目	令和7年度予算	3月末決算	予算-決算	備考
運営費	会議費	11,000	6,769	4,231	運営委員会お茶代、監査会議費
	消耗品費	70,000	41,169	28,831	用紙、インク、事務用品他
	通信費	53,500	48,500	5,000	事務局(5,000円×10)役員選考委員(500円×7)
	渉外費	20,000	10,736	9,264	他校交流費
活動費	学級活動費	45,000	45,000	0	1学級3,000円×15クラス
	講師料	5,000	5,000	0	講演会・講演会講師料
	さくら図書活動費	50,200	50,200	0	本修理、行事費、図書購入費補助、収入印紙
	サークル補助費	5,000	5,000	0	まなびや
	おやじとおかんの会活動費	5,000	5,000	0	活動費
	区P関連活動費	38,000	23,500	14,500	区P関連交通費他
	発P活動費	100,000	100,000	0	発P特別委員活動費(1,500×7名)、経費
その他	印刷機管理費	5,000	0	5,000	
	子ども110番維持管理費	5,000	5,000	0	
	奨励費	110,000	106,362	3,638	入学祝い品、ネームホルダー、卒業証書入れ、卒業式胸花
	慶弔費	15,000	0	15,000	慶弔関係
	分担金	130,000	112,032	17,968	市P・区P連分担金、図書分担金3,152円
	予備費	20,846	0	20,846	予備
	特別会計へ振替	50,000	50,000	0	
合計	738,546	614,268	124,278		

3月末現在 収入(合計) 695,153円 - 支出(合計) 614,268円 = 残金80,895円(次年度へ繰越)

2. PTA共済掛金

		備考
前年度繰越金	0	
収入	248,200	
支出	248,200	
9月末残金	0	

3. 特別会計

		備考
前年度繰越金	913,982	
収入	59,643	発P活動費残金より2,411円、学級費返金3,390円、サークル返金3,842円、一般会計より50,000円
支出	0	
3月末残金	973,625	

監査報告

監査の結果、上記のとおり相違ないことを認めます。 監査

木島 晴香



令和8年3月16日

発寒小学校保護者と教職員の会 監査

中井 美香



(様式2) 監査報告

令和7年度 札幌市立発寒小学校 行事費 下期会計監査報告

令和7年度 行事費 下期会計監査結果を次の通り報告します

- 1 監査実施日 令和8年3月16日
- 2 会計監査対象 令和7年度 行事費
- 3 監査対象書類 2に係る金銭出納簿、預金通帳その他収入・支出関係書類
- 4 監査結果 関係書類を照合した結果、適正に執行されていた。

令和8年3月16日

監査委員 木 島 晴 香



監査委員 中 井 美 香



(様式2) 監査報告

令和7年度 札幌市立発寒小学校 教材費 下期会計監査報告

令和7年度 教材費 下期会計監査結果を次の通り報告します

- 1 監査実施日 令和8年3月16日
- 2 会計監査対象 令和7年度 教材費
- 3 監査対象書類 2に係る金銭出納簿、預金通帳その他収入・支出関係書類
- 4 監査結果 関係書類を照合した結果、適正に執行されていた。

令和8年3月16日

監査委員 木 島 晴 香



監査委員 中 井 美 香



(様式2) 監査報告

令和7年度 札幌市立発寒小学校 学校諸費 下期会計監査報告

令和7年度 学校諸費 下期会計監査結果を次の通り報告します

- 1 監査実施日 令和8年3月16日
- 2 会計監査対象 令和7年度 学校諸費
- 3 監査対象書類 2に係る金銭出納簿、預金通帳その他収入・支出関係書類
- 4 監査結果 関係書類を照合した結果、適正に執行されていた。

令和8年3月16日

監査委員

木 島 晴 香



監査委員

中 井 美 香



令和8年度 札幌市立発寒小学校PTA活動

「PTA 会員が、より負担のない 活動を目指して…」

1. 活動のねらい

- (1) 子どもたちの健やかな成長を願って保護者同士、保護者と教職員がよく話し合い共に考え協力し合う。
- (2) これまでの活動のよさを受け継ぎ、継続しながら発展できるよう推進に努める。

2. 活動の方針

- (1) 今、子どもたちのために、みんなができることを考えPTA活動の輪を広げる。
- (2) 良いものは継続しつつ、より保護者の負担が少なくなるよう、活動方法を模索していく。
- (3) 発寒小感染予防マニュアルを周知し、状況に合ったPTA活動を運営する。



3. 活動の重点

- (1) PTA組織が円滑に機能するように意識する。
 - ① PTA活動を楽しく、負担なく活発にする。
 - ② 時代に則した活動の仕方で、必要な活動を考え、運営していく。
- (2) 全市、西区のPTA機関との連携や地域の関係諸団体との連携強化。
(スクールゾーン実行委員会、西陵中学校校区健全育成推進会、発寒北地区青少年育成委員会等)
- (3) 子どもの安全に関わる活動に関して、地域・近接校と連携していく。
(交通安全や不審者対策のための標語作成や看板設置、信号機変更、危険箇所の見直し、見守り体制など)

4. 具体的な活動

- ・ 参観懇談会
- ・ 交通安全指導
- ・ 運営委員会
- ・ 発Pひろば
- ・ 区P研修大会への参加

<役員選考委員会>

- ・会則や細則に従って活動し次年度の役員を選出する。

<開放図書館>

- ・開放図書館は運営委員会を設け運営する。

<サークル活動>

- ・家庭教育学級は学級長を決め参加者を募り運営する。
- ・「おやじとおかんの会」は会員親睦を図る行事などを計画し活動する。

<事務局>

- ・発寒小学校PTA基本方針の策定。
- ・行事計画や活動の総括。
- ・全校的活動、サークルの活動に関して協力体制をとる。
- ・発Pひろばの企画運営。
- ・各種講演会、講習会の企画運営。
- ・地域や他校、西区・札幌市のPTA協議会と連携し積極的にその運動を支援する。

<会計に関して>

- ・一般会計の予算をたてる。一般会計と特別会計の収支を扱い記録する。
- ・半期毎に運営委員会に報告する。監査は年度末のみ行う。
- ・会費を4月と9月に徴収する。
- ・札幌市PTA共済会（5月徴収）に加入し会計事務を行う。
- ・学級費申請の受付、支払いを行う。

「今、子どもたちのために」

PTA会員が、できるときに、できることを



※PTA 会員は任意での加入となっておりますが
児童の学習をより豊かにする活動も含まれているため
加入のご協力をお願いします。

学級係

各学級の代表です。年2回の運営委員会に出席していただきます。希望学級は茶話会などの活動を行います。

各学級、1～2名。

役員選考係

次年度のPTA役員を選考する係です。

選考対象者に電話し、意向を聞きます。

各学年の学級係から、1名。

※学級係は、5月の参観・懇談時に希望者から、役員選考係は、第1回運営委員会時に各学年の学級係から決めていきます。

発Pひろば特別委員（10名前後集まれば、発P特別委員会を発足）

どんな仕事？

発Pひろばの企画立案・運営・準備に関わる係です。

どんな人に向いている？

- ・子どもを楽しませたい人！
（発Pひろばは毎年子どもが楽しみにしている行事です♪）
- ・イベント好きな人！
（企画立案から関われるので、やりたいイベントを運営できます♪）
- ・他の保護者と積極的にかかわりたい人！
（様々な学年と一緒に作業する機会が多いので、他学年の保護者との交流も増えます♪）
- ・お子さんの様子を知りたい方

※4月に希望者を募集します。

図書サポート係

どんな仕事？

さくら図書館での本の貸出返却作業のお手伝いです。月・火・木曜日の12：30～13：30までの活動です。そのままお子さんの帰る時間までお手伝いして下さってもOKです！年2～3回を予定しています。

作業日は後日アンケートで調整します。

本好き歓迎！本好きじゃなくても歓迎！！

どんな人に向いている？

- ・お子さんに本を読ませたい方
（保護者さんが図書館にいと、顔を見に来てくれるお子さんが多いです！ついでに本を読んでいくことも♡）
- ・学校でのお子さんの様子が気になる方
（お子さんの学校での様子を見られる場面が多いです。お子さんの、おうちとは違う様子が見られるかも♪）

校区内みまもり

子どもの交通安全を見守っていただきます！

・みまもり強化期間（夏休み、冬休み、春休みの始業式から3日間）、登下校の時間帯に見守っていただきます。

交通安全街頭運動

毎年7、9、11月にある活動です！

登校時間か下校時間に1日だけの活動です。

研修

毎年行われる「区P研修大会」の講習などに、希望者は参加できます！

プランター

学校に届いた苗の、苗植えをする活動です！

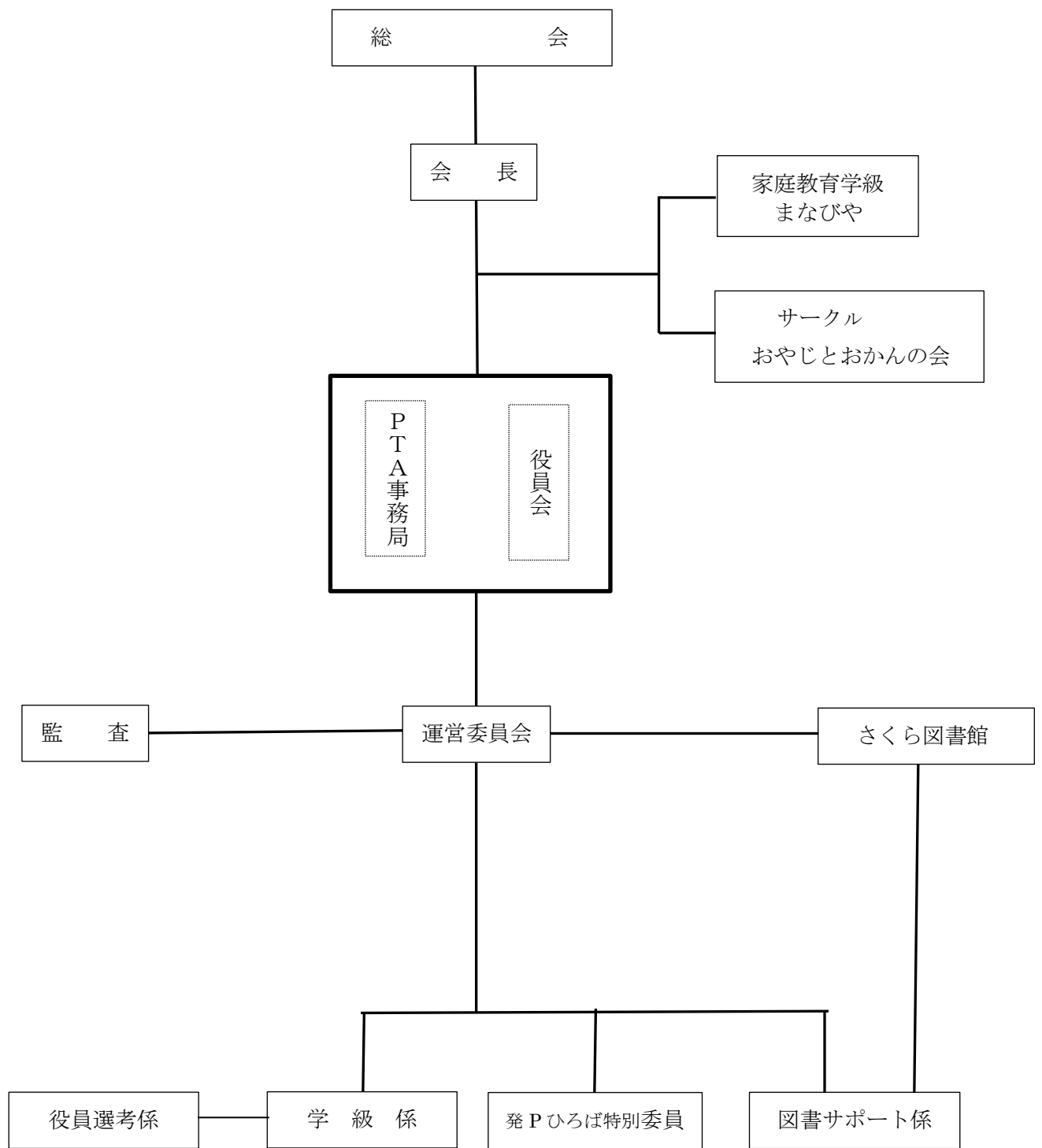
参観日に合わせて、雑草取りや水やりなどもあります。

学習ボランティア

各学年の学習時にサポートに入ります。

※活動日が近づいてきたら、事前にお知らせし希望者を募集します。

令和8年度 札幌市立発寒小学校 P T A組織図



札幌市立発寒小学校保護者と教職員の会会則

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は札幌市立発寒小学校保護者と教職員の会と称する。なお、「保護者」とは児童の父母、またはそれに代わる人をいう。また、事務局を発寒小学校に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、学校と家庭と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

1. 会員の研修と相互の親睦をはかる。
2. 家庭と学校、地域社会との連携を深め、児童の健全育成をはかる。
3. 教育環境の整備・改善につとめる。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童・少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体機関と協力する。
2. 特定の政党・宗教にかたよることなく、営利を目的とするような行為は行わない。

第4章 会員

第5条 この会の会員は、次の通りとする。

1. 学校に在籍する保護者と教職員。
2. 会員は、全て平等の権利と義務を有する。

第5章 経理

第6条 この会の経費は、会費その他の収入によって支払う。

第7条 この会の会費は、毎年総会において承認を得る。

第8条 この会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行う。

第9条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。

第10条 この会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

第6章 役員

第11条 この会の役員は次の通りとする。

1. 会長 1名 (保護者)
2. 副会長 4名 (保護者3、教職員1)
3. 会計 2名 (保護者1、教職員1)
4. 書記 4名 (保護者3、教職員1)
5. 監査 2名 (保護者)

第12条 役員の任期は1年とし他の役員及び学級係を兼ねることはできない。ただし、再任を妨げない。

第13条 役員の選出は次の通りとする。

1. 役員候補は、本校在籍の全会員とする。
2. 役員は、選考委員会において選出する。教職員が担当する役員は学校側で選出する。

第14条 選出された役員は、総会の承認を得て就任する。

第15条 役員の任務は次の通りとする。

- ・会長 この会を代表し、会務を総括する。総会及び諸会合を招集する。
- ・副会長 会長を補佐し、会長不在のときは、代理する。
- ・会計 この会の金銭出納を記録し、監査を経て総会に決算報告する。
- ・書記 会務を処理する。
- ・監査 会計及び、業務を監査する。

第16条

1. 会長、副会長、会計、書記は役員会を構成し会務の立案並びに運営にあたる。
2. 監査は会計および業務の調査結果を総会並びに運営委員会で報告する。

第7章 事務局

第17条 この会に事務局を置き、書記、会計がその任にあたる。

会長、副会長は必要に応じ事務局会議に出席し会務の調整をする。

第18条 事務局長は、書記より互選し事務一般を処理し各種会合の立案連絡にあたる。

第19条 事務局の任務は次の通りとする。

1. 総会及び諸会合の運営・議事を記録する。
2. 庶務に関すること。
3. 諸帳簿の整理保管。

第8章 顧問及び校長

第20条 この会に顧問を置くことが出来る。顧問は役員会の議を経て会長がこれを委嘱する。顧問の任期は1年とする。

第21条 校長は、必要に応じて諸会合に出席し、意見を述べる事が出来る。

第9章 総会

第22条 この会の最高決議機関であり、出席者をもって成立する。

第23条 総会は定期総会及び臨時総会とし、出席者の過半数をもって議決する。

1. 定期総会は毎年4月に開き、年度決算の審議、新年度役員の承認、年度計画及び年度予算その他の事項の審議をする。
2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったとき開催する。
3. 議長には、会員の中から保護者1・教職員1を当てる。

第10章 各委員会及び任務

第24条 各委員会の構成と任務は次の通りとする。

1. 運営委員会

総会に次ぐ中間決議機関であり、役員、学級係、さくら図書館運営正副委員長、家庭教育学級委員長をもって構成しその任務を次の通りとする。

- イ 総会に提出する議案を作成する。
- ロ 総会において議決された事項について審議執行する。
- ハ 各係の活動計画を審議する。
- ニ 各学年、各ミーティングの行事連絡等の調整をする。
- ホ 必要があれば特別委員会を設けて、審議執行を付託する。
- ヘ その他の会務を執行促進する。

2. 特別委員会

その年度の運営委員会が認めたときに設置され、業務内容は、運営委員会で定める。

第11章 活 動

第25条

1. この会の目的を達成するために、活動係を置く。
2. 活動係の構成、業務内容は細則で定める。

第12章 細 則

第26条 この会の運営に関し、必要な細則はこの規約に違反しない限りにおいて運営委員会の決議を経て定める。

第27条

1. 各役員及び委員の欠員補充は、前任者の残任期間とする。
2. 会長以外の役員は、次年度以降の退任状況等を鑑みて、定数よりも若干名増やすことができる。

第13章 改 正

第28条 この会則は、会員の過半数の賛成がなければ改正することが出来ない。

付 則

第29条 この会則は、昭和59年4月1日から実施する。
平成 2年4月1日から実施する。
平成 9年4月19日から実施する。
平成15年4月1日から実施する。
平成16年4月1日から実施する。
平成22年4月1日から実施する。
平成30年4月1日から実施する。
令和 2年4月1日から実施する。
令和 5年4月1日から実施する。

【 細 則 】 **別紙にて**

【細則】

第1条 活動係は以下の通り定める。

《学級係》

年2回の運営委員会に出席する。

《役員選考係》

次期役員を会員の中から推薦いただき、選考（推薦された方に電話をする）にあたる。

《発Pひろば特別委員》

発Pひろばの企画、運営、準備をする。

発Pひろば当日のお手伝い募集など、取りまとめをする。

毎年PTA事務局から募集し、10人前後集まれば発P特別委員会発足。

《図書サポート係》

さくら図書館のお手伝いをする。

第2条 慶弔並びに表彰規定

- ①会員並びに児童、学校に勤務するもの、その他必要と認めるものについては、この規定の定める所によって金品を贈呈する。
- ②贈呈の対象は、見舞金、弔事、表彰とする。
- ③贈呈は次の基準による。
 - 見舞金・・・会員の災害（火災、風害、水害等）及び児童の傷害の場合は、状況により別途協議する。
 - 弔事（児童死亡）・・・10,000円の香料及び生花を贈る
（会員死亡）・・・10,000円の香料と弔電を贈る。
※その他の死亡は協議する。
 - 表彰・・・本会は必要と認め場合、感謝状及び記念品を贈呈することができる。
- ④この規定中の協議は運営委員会とする。但し、急を要する場合は役員会で協議する。
- ⑤この規定は、昭和55年4月1日から実施する。但し、慶弔規定は、社会情勢の変化に応じて改正することができる。

第3条 特別会計

- ①一般会計より、毎年5万円を特別会計に積み立てる。
- ②さくら開放図書館には、10周年ごとに10万円を贈呈する。
- ③学習指導員委託料として、特別会計に積み立てた金額を超えない金額を支出する。
- ④「子ども110番」をSSKG発寒へ委託し、一般会計より5千円を支出する。
※一般会計に「子ども110番維持管理費」として項目を立てる

【令和8年度 さくら図書館 年間活動予定】

		活 動 内 容	備 考
4月		開館準備	
5月	7 7 11	令和8年度開館日・開館セレモニー 第1回 運営委員会 1年生を迎える会・利用指導	貸出開始 3時間目
6月	2~30	読書月間 第1回 ボランティア交流会 修理本講習会	リクエスト月間
7月	2 6 13~21	1学期最終貸出日 1学期最終返却日 夏休み図書貸出	欠席者7/23まで
8月	24.25 25	夏休み図書返却 開館準備・返却作業	
9月	3	貸出開始	
10月	1~30	読書月間 さくら講習会	図書委員によるイベント開催
12月	3 7 14~22 15	2学期最終貸出日 2学期最終返却日 冬休み図書貸出 お楽しみ会	欠席者12/24まで 大型絵本読み聞かせ（3・4・5時間目各25分間）
1月	15.18 18~22 26	冬休み図書返却 蔵書点検・廃棄本選定 開館準備・返却作業 3学期貸出し開始	
2月	15	第2回 運営委員会	
3月	4 4 9 11 18	6年生卒業お祝い会 第2回 ボランティア交流会 3学期最終貸出 3学期最終返却 廃棄本選定・処理 閉館日	中休み

●学校行事に準じて、開館時間の変更があります。
※PTA活動費の残高は図書館周年行事積立金とする。

令和8年度発寒小PTA一般会計予算案(仮)

令和8年4月1日

(収入)

項目	令和7年度 予算	令和8年度 予算案	予算増減 (8-7)年度	備考
前年度繰越金	45,963	45,963	0	
会費	684,000	684,000	0	家庭数、教員(1,800円×400名で計算)
雑収入			0	
合計	729,963	729,963	0	

(支出)

項目	費目	令和7年度 予算	令和8年度 予算案	予算増減 (8-7)年度	備考
運営費	会議費	11,000	9,000	▲ 2,000	運営委員会お茶代、監査会議費
	消耗品費	70,000	70,000	0	用紙・インク・事務用品他
	通信費	53,500	53,500	0	事務局(5,000×10)・役員選考委員(500×7)
	渉外費	20,000	20,000	0	他校交流費
活動費	学級活動費	45,000	45,000	0	1学級3,000円×15クラス
	講師料	5,000	5,000	0	講演会・講習会講師料
	さくら図書活動費	50,200	50,200	0	本修理、行事費、図書購入費補助、収入印紙
	サークル補助費	5,000	5,000	0	まなびや
	おやじとおかんの会活動費	5,000	5,000	0	活動費
	区P関連活動費	38,000	38,000	0	区P関連交通費他
	発P活動費	100,000	100,000	0	発P特別委員活動費、経費
その他	印刷機管理費	5,000	5,000	0	修理費
	「子ども110番」維持管理費	5,000	5,000	0	
	奨励費	110,000	122,000	12,000	入学祝い品、ネームホルダー、卒業証書入れ、卒業式胸花
	慶弔費	15,000	15,000	0	慶弔関係
	分担金 ※	130,000	120,000	▲ 10,000	市P・区P分担金、図書分担金3,262円
	予備費	20,846	20,846	0	予備
	特別会計へ積立	50,000	50,000	0	
	合計	738,546	738,546	0	

※開放図書館司書部会分担金、札幌市学校図書館地域開放協議会会費含む

※令和7年度決算報告は令和8年度PTA総会で報告いたします

令和8年度発寒小PTA特別会計予算案(仮)

令和8年4月1日

(収入)

項目	令和7年度 予算案	令和8年度 予算案	備考
前年度繰越金	913,982	1,012,561	
一般会計からの積み立て	50,000	50,000	
合計	963,982	1,062,561	

(支出)

項目	費目	令和7年度 予算案	令和8年度 予算案	備考
学習補助費	学習指導員委託料	50,000	50,000	
図書館運営費	さくら図書周年行事	0	0	
繰越	次年度への繰り越し	962,561	1,012,561	
	合計	1,012,561	1,062,561	

令和8年度発寒小PTA共済掛金予算案(仮)

令和8年4月1日

(収入)

項目	令和7年度 予算案	令和8年度 予算案	備考
前年度繰越金	0	0	
PTA共済掛金	261,480	261,480	
合計	261,480	261,480	

(支出)

項目	令和7年度 予算案	令和8年度 予算案	備考
PTA共済掛金	261,480	261,480	
繰越	次年度への繰り越し	0	0
合計	261,480	261,480	

2026年度

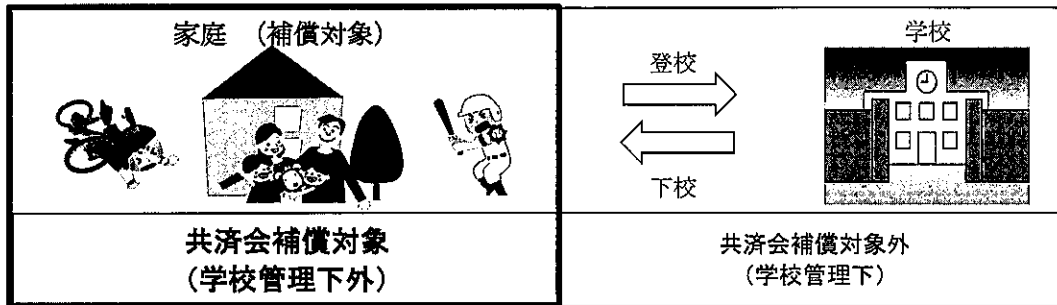
(2026年6月1日～2027年3月31日)

札幌市PTA共済会のご案内

一般社団法人札幌市PTA共済会は、「一人はみんなのために みんなは一人のために」という相互扶助の精神のもとに設立され、「共済事業」と「安全普及啓発事業等」の二つの事業を行っている団体です。

共済事業では、共済会にご加入いただいた単位PTAを組織する、札幌市立幼稚園・小学校・中学校に在籍する園児・児童・生徒の学校管理下外（PTA活動中含む）及びPTA会員等（保護者・教職員・その他の会員）のPTA活動中における傷害事故によるけがに対して、共済金のお支払いをいたします。

●学校管理下外とは



※上図太字の時間帯や、長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合。
※放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団等での活動中は学校管理下外。

学校管理下外での事故事例（事故報告書には、けがをした状況を記入してください）

家庭生活でのけが



- ・階段から転落して手首を打撲した
- ・家具にぶつかって足小指を骨折した
- ・風呂場で転倒して膝を挫傷した
- ・お手伝い中に手を切った

地域生活でのけが

- ・自転車で転倒して膝をぶつけた
- ・遊具から落ちて足首を捻挫した
- ・犬にかまれた
- ・交通事故で…

スポーツでのけが

- ・相手とぶつかって足を骨折した
- ・スキーで転倒し肩を打撲した
- ・プールで滑って手をひねった



外出先でのけが

- ・海に行つて岩場で転んで足を切った
- ・キャンプ中にやけどをした
- ・遊園地の遊具にぶつかって肩を脱臼した

●PTA活動中とは

単位PTA・各区PTA連合会・札幌市PTA協議会が企画・立案し主催又は共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則（名称の如何を問いません）に基づく手続きを経て決定された行事に参加中。

PTA行事での事故事例

行事参加中のけが

- ・スキーボランティアで転倒して靭帯を損傷した
- ・野球大会（おやじの会等）でスライディングしてアキレス腱を切った
- ・資源回収中に交通事故で…
- ・児童、生徒等の同居の親族（未就学児等）がPTA行事参加中に転んで骨折をした



※PTA行事参加への往復途上も対象となります。

●概要

共済期間

2026年6月1日～2027年3月31日

※2027年度より4月1日からの共済期間となるための移行期間となります

共済掛金

500円(10ヶ月分)

※園児・児童・生徒：1名380円、PTA会員：1世帯120円

※教職員・支援者等は1名につき120円

※幼稚園・小学校・中学校PTA毎の徴収になります。

例 1世帯、児童1名の場合 120円+380円=500円

1世帯、児童2名の場合 120円+380円+380円=880円

補償対象者と補償の範囲

補償の対象者	補償の範囲
単位PTAを組織する学校等に在籍する園児、児童、生徒	学校管理下外 PTA活動中(往復途上を含む)
<ul style="list-style-type: none"> PTA会員である保護者及び教職員 PTA行事への参加が事前にPTAより認められている活動の指導者及び支援者 児童、生徒等の同居の親族 	PTA活動中(往復途上を含む)

共済掛金納入

単位PTA毎に、指定する金融機関にまとめて振り込むものとします。

各ご家庭では、指定日までに各学校のPTA事務局へ納入してください。

事故報告

-原則としてけがの発生日から30日以内-

けがをして医療機関を受診された場合、学校へ事故の報告をお願いします。学校から事故報告書用紙を受け取り、必要事項を漏れなく記入し、学校に提出してください。

※医療機関から領収書又は診療明細書を受け取ってください。(医療費助成制度を利用した場合も同様)

共済金の請求

-治癒した時又はけがの発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時-

学校から共済金請求書兼治療申告書用紙を受け取り、必要事項を記入の上、領収書コピーまたは診療明細書コピーを添えて、学校へ提出してください。手術給付金の請求には診療明細書コピーが必要です。(2025年5月31日までに発生したけがに関しては診断書が必要)

時効

共済金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。詳細は学校にある共済約款をご覧ください。また、共済会ホームページに掲載しています。

●日数条件

学校管理下外の補償

けがの発生日から起算して3日目以降においても、共済金の支払いを受けるべき状態にある場合。

例) 9/1にけがをした場合 ○=入・通院日

	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	
例1	○					対象外
例2	○	○				対象外
例3	○	○	○			対象
例4	○		○			対象
例5			○			対象
例6					○	対象

※PTA活動中の補償については、日数条件はありません。

●よくある質問

Q:交通事故で通院しました。治療費は相手側が払いましたが共済金の請求はできますか?

A:日数条件を満たせば請求できます。相手側の保険会社から治療の状況がわかる証明書のコピーをもらい提出してください。

Q:札幌市の子ども医療費助成制度を利用したため、支払いがなく領収書がもらえません。

A:「診療明細書」を通院した医療機関から発行してもらってください。

●給付金額

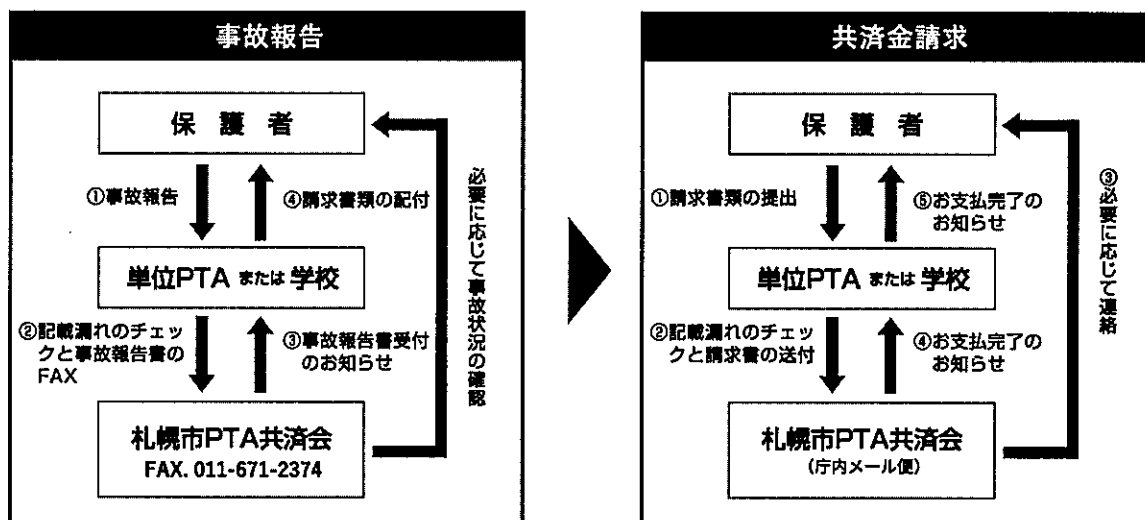
共済金の種類	学校管理下外	P T A活動中	日数および要件
死 亡	100 万円	500 万円	被共済者が事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合
後 遺 障 害	5 ～100 万円	25～500 万円	事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に被共済者に約款所定の後遺障害(1)が発生した場合 (1)身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの、または身体の一部の欠損をいいます (医学的他覚所見のあるもの)
入 院	日額 1,000 円	日額 4,000 円	被共済者が平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合 【限度日数】 事故の発生日からその日を含めて 180 日までの入院、通院合わせて 180 日が限度
通 院	日額 500 円	日額 2,500 円	学校管理下外の補償については、事故の発生日から起算して3日目以降も通院共済金を受けるべき状態にある場合に限る ※ P T A活動中の補償については日数条件はなし 【限度日数】 事故の発生日からその日を含めて 180 日以内の通院（往診を含む）を対象とし、通算して 90 日が限度。整骨院への実通院日数は 30 日が限度
手術給付金	2 万円	5 万円	入院共済金をお支払いする場合において、被共済者がそのけがの治療のために、事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に手術を受けられた場合 (1 事故につき 1 回の手術に限る)
固 定 具	固定具装着期間は実通院扱いで算定（装具類は対象外）。 【種類による限度期間】 ・ギプス・ギプス包帯等患者側による取り外しが不可能なものは全期間。 ・シーネ等患者側による取り外しが可能なものは 30 日間（ただし、手指・足指の場合は 14 日間）。		

※共済金の支払い限度額：1 事故に対する共済給付金総額の上限を 3,000 万円とする。

学校管理下外（対象）… 登校前・下校後・長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合や、放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団での活動は「学校の管理下外」

学校管理下（対象外）… 登・下校を含め、一般的に監督責任が学校にある場合は「学校の管理下」

● 事故発生から共済金が支払われるまで



● 共済金をお支払できない場合（主なもの）

次のいずれかによるけがについては、共済金をお支払できません。

- ・学校の管理下
- ・傷害のうち、偶然性・急激性・外来性の三原則に適合しないもの(※1)
 (※1)事故の発生が本人の予知できない突発的なものであり、身体外部からの作用によって発生するもの
- ・ご契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失
- ・被共済者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為
- ・被共済者が自動車、原動機付き自転車を無資格運転中、あるいは酒に酔った状態または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転中の事故
- ・被共済者の妊娠、出産、早産または流産
- ・戦争、外国の武力行為、革命、内乱等の事変、暴動
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・核燃料物質等の放射性、爆発性等による事故または放射能汚染
- ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(※2)
 (※2)被共済者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

「傷病名」は、一例ですが、「偶然性、急激性、外来性」の事故によるものではない同じ動作の繰り返しで起こる野球肘（肩）・リトルリーグ肩（肘）・テニス肩（肘）・ジャンパー膝（膝蓋腱炎（膝蓋靭帯炎）／大腿四頭筋腱附着部炎）・分裂膝蓋骨（炎）・ランナー膝・疲労骨折・たな傷（滑膜ヒダ傷害）・シンスプリント等や、オスグッド・シュラッター病、踵骨骨端症（シーバー病・セーバー病）、すべり症、腰椎分離症、筋肉痛、日焼け、熱中症、低温やけど、くつずれ、筋炎、アキレス腱炎、腱鞘炎、関節炎、股関節炎、成長痛等が支払対象外となります。

（注意）PTA行事参加中以外の細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は、補償の対象になりません。

※個人情報の取り扱いについては、当法人の「個人情報保護規程」に従うものとします。
 ※本共済契約に関する個人情報は、共済契約の管理及び審査、共済金の支払及び当法人の事業のため使用され、それ以外に使用いたしません。

一般社団法人 札幌市PTA共済会

〒063-0051 札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10
 札幌市生涯学習総合センター 3F
 TEL 011-671-2372 FAX 011-671-2374

札幌市PTA共済会ホームページ
<https://sapporo-pta.gr.jp/kyosai/>



PTA 共済 共済期間変更について

PTA 共済は PTA 主催行事や学校管理下外で起きたけがや事故に対して、一定の条件下で見舞金や治療費を補償する制度です。

<変更点>

これまでの共済期間：6月1日～翌年5月31日まで

令和9年度からの共済期間：4月1日～翌年3月31日まで

R8年度は移行期間となります。

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
8 年 度	R7年度期間		掛金10か月分(500円)									
	↑単P総会での承認(R8) ↑加入申し込み(R8) ↑掛金納入(R8)									↑単Pでの承認(R9) 加入申し込み(R9)↑		
9 年 度	掛金1年分(600円)											
	↑掛金納入(R9)									↑単Pでの承認(R10) 加入申し込み(R10)↑		

※R9年度のPTA共済加入の可否を年度途中でとります。

独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」への加入について

令和8年(2026)年2月17日

保護者の皆様

札幌市立発寒小学校
校長 高橋 直之

札幌市教育委員会では、授業中や休み時間、登下校の際にどうしても発生してしまう不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでおります。センターの災害共済給付制度は国、教育委員会、保護者が経費を負担するいわば互助共済制度であり「学校の管理下における児童生徒の災害に対して給付を行い、もって学校教育の円滑な実施に資する」ことを目的としております。主な給付内容は下記のとおりです。加入は任意となっておりますが、本制度の趣旨を御理解いただき、全員に御加入いただきますようお願いいたします。※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後在学中は自動更新となります。

記

1 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が500点(5,000円)以上のもの	医療費 ・療養に要する費用総額の4/10 (そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分)
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が500点(5,000円)以上のもののうち、内閣府令で定めるもの	ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害 (その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	突然死	運動などの行為に起因する突然死 死亡見舞金 3,000万円 〔通学(園)中の場合1,500万円〕 運動などの行為と関連のない突然死 死亡見舞金 1,500万円 〔通学(園)中の場合も同額〕

※ 学校の管理下とは「授業中」「学校の教育計画に基づく課外指導中」「休憩時間中及び学校の定めた特定時間中」「通常の経路及び方法による通学中」「寄宿舎にあるとき」などの場合をいいます。

2 共済掛金(保護者負担金)

学校種別	1人当り年額	学校種別	1人当り年額
幼稚園	180円	高等学校全日制	1,400円
小中学校	460円	高等学校定時制	630円
特別支援学校(小・中)	370円	特別支援学校(高)	1,400円

※ 小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、高等学校全日制には中等教育学校後期課程を含む。

きりとり

入学受付(4/1)で全員提出
をお願いいたします。

加入同意書

発寒小学校に在籍中は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入いたします。

年 組 番 氏 名 _____

保護者等氏名 _____

掛金(460円)につきましては、5月末に学校諸費と一緒に口座より引落としとなります。なお、生活保護、就学援助を受けている御家庭は免除となります。本同意書は、卒業まで有効といたします。

3 給付の制限を受けるもの

(1) 他の法令により医療費の助成を受けた場合（または受ける場合）

他の法令により医療費の助成を受けた（受ける）場合は給付額が調整されますので、学校へ請求する際に、必ず助成内容及び自己負担額をお申し出ください。

なお、学校管理下で生じた怪我・疾病等については、原則、センターの災害共済給付を優先して適用することとなっています。医療機関にて「センターの災害共済給付を利用するため、札幌市医療費助成事業（子ども医療費助成・重度心身障がい者医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成）は利用しない」旨をお申し出ください。

(2) 高等学校の生徒の重大な過失による災害の場合

(3) 交通事故などの災害で第三者から損害賠償を受けた場合

登下校中の交通事故など、第三者に責任のある災害については、加害者からの損害賠償が優先されます。

なお、加害者から受けた損害賠償の額がセンターから給付される給付金額より少ない場合は差額をセンターに請求することができます。

また、ひき逃げについては、警察が立ち会い「交通事故証明」が発行されれば「自動車損害賠償保障事業」による救済措置が受けられますので、必ず警察に届け出を行ってください。届け出を行ってもなお第三者からの賠償が受けられない場合は学校にご相談ください。

4 給付の対象とならないもの

(1) 保険診療以外のもの

例：歯牙破損や抜歯した後に装着される補綴で、医療保険診療以外のもの

：眼鏡の破損修理代、購入代、初診時特定医療費、差額ベッド代等

：後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方希望する場合に発生する特別の料金（先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金）

(2) 医師の同意なしに「はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧師の施術」を受けた場合

当該施術はセンターの認める疾病に対して医師の同意に基づき、医療保険診療として行われたものが支給対象となります。よって、医師の同意書無しにこれらの施術を受けた際は、給付対象となりません。

(3) 生活保護世帯の小・中学校児童生徒の医療費

生活保護を受けている世帯に属する小・中学校の児童生徒に係る災害については、生活保護法による医療扶助が行われるため、医療費の給付は行われません。ただし、障害見舞金及び死亡見舞金は給付対象になります。

(4) 高等学校の生徒における故意の犯罪行為又は故意の災害の場合

ただし、いじめ、体罰、その他の本人の責めに帰すことができない事由により生じた強い心理的負担による故意の災害は除く。

(5) 障害見舞金給付後の医療費

障害見舞金は、療養の効果が期待し得ない状態で、治療又は症状が固定したところに、残った障害の程度に応じて給付されるものなので、見舞金の支給後に療養を受けたとしても、その医療費は原則給付対象となりません（審査の結果、支給の対象とならなかった場合も同様です。）。

5 その他

(1) 同一の災害の負傷または疾病について、医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。

(2) 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。

(3) 給付金は、学校に申請手続きをしてから、概ね2～3か月後に支給されます。

本文書は、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

制度の詳細や、法令等の情報は、日本スポーツ振興センターホームページ「学災害共済給付 Web」

(<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>)でご覧になれます。

⑧ 業務委任契約書

札幌市立発寒小学校 PTA 会長 金田 清一（以下「甲」という）と、札幌市立発寒小学校 校長 高橋 直之（以下「乙」という）とは、甲の事務に関して次の通り業務委任契約を締結する。

（委任事項）

第1条 甲は乙に対し、甲の事務のうち下記の業務を委任し、乙はこれを受諾する。

- (1) PTA 会費の集金及び督促、経理事務一般
- (2) 印鑑、出納簿及び預金通帳の保管・管理
- (3) PTA 広報誌、各種 PTA 関連文書等の配付作業
- (4) その他、甲、乙協議の上で必要な業務

前項各号に明記されていないもので必要が生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第2条 乙は、第三者に対し委任契約の一部若しくは全部を委任し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。但し、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（報酬）

第3条 この業務委任契約に関し、乙は、甲に対して名目の如何を問わずいかなる報酬も求めない。

（秘密の保持等）

第4条 乙は、委任契約上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は、保管・管理する書類等を他人に閲覧、書写又は譲渡してはならない。但し、甲の承諾を得たときにはこの限りではない。

（契約期間）

第5条 本契約は、令和9年3月31日までとする。

但し、期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面等による解約の申し出がないときは、本契約と同一条件でさらに1年間継続し、以降も同様とする。

なお、甲、乙において、1か月前に相手方に書面にて通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

（補足）

第6条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

委任者（甲）

札幌市立発寒小学校 PTA

会長 金田 清一

受任者（乙）

札幌市立発寒小学校

校長 高橋 直之



札幌市立発寒小学校（P T A） 個人情報取扱規則

（目的）

第1条 札幌市立発寒小学校（P T A）（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

（責務）

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、P T A活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

（取扱者）

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・顧問・各活動係リーダーとする。

（秘密保持義務）

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

（周知）

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報紙等で会員に周知する。

（利用）

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) P T A会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員・運営委員・各活動係の名簿の作成
- (4) 委員選出、並びに役員等の推薦活動
- (5) 広報紙、会報誌、P T Aホームページへの掲載

（利用目的による制限）

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（管理）

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（保管及び持ち出し等）

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2)提供する対象者の氏名
- (3)提供する情報の項目
- (4)対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2)第三者が個人情報を取得した経緯
- (3)提供を受ける対象者の氏名
- (4)提供を受ける情報の項目
- (5)対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、役員・各活動係リーダー・会員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、平成30年4月1日より施行する。

令和8年4月13日
令和7年度PTA役員選考委員会一同

PTA会員の皆様

令和8年度PTA役員の御報告

令和7年11月より役員選考委員会で交渉活動を行い、以下の皆様に引き受けていただくことができましたので、御報告いたします。承認をお願いいたします。

(会長)	かなだ 金田	せいいち 清一	様
(副会長)	こばやし 小林	みお 美緒	様
(副会長)	かわい 河井	よしみ 良美	様
(副会長)	にしたに 西谷	きみお 公男	様
(書記)	ささき 佐々木	ひろみ 洋美	様
(書記)	きぬざわ 衣澤	ゆみこ 裕美子	様
(書記)	なぐも 名雲	なな 奈々	様
(書記)	かとう 加藤	さとみ 里海	様
(会計)	ながい 永井	ちあき 千秋	様
(会計)	いけだ 池田	ゆき 夕貴	様
(監査)	やぐらまき 八倉巻	まゆみ 真由美	様
(監査)	よこはま 横濱	ますみ 真澄	様

令和8年度 さくら図書館について

①以下の3名の方に開放図書館司書を委嘱しましたことを御報告いたします。

戸出 康子 様
相馬 絹実 様
角田 菜津美 様

札幌市立発寒小学校 校長 高橋 直之
PTA会長 金田 清一

②今年度のさくら図書館の運営委員長は 金田 清一 となります。
どうぞよろしく願いいたします。